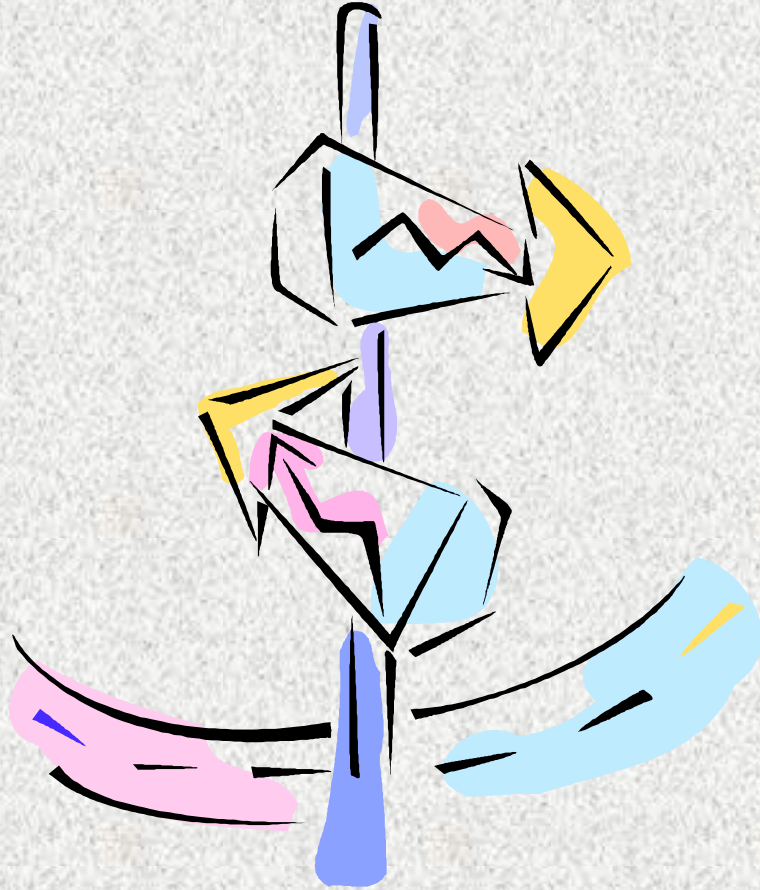


古都大津の屋外広告物のルール



ポスターや看板などの屋外広告物は、人々の生活に広く溶け込み、様々な活動に欠くことができないものとなっています。しかし、無秩序に氾濫するとまちの景観が損なわれます。また、不適切な管理による倒壊といった事故につながる恐れもあります。

大津市では、屋外広告物は景観を構成する重要な要素と捉え、中核市への移行に伴い、独自に屋外広告物条例を制定することにより、広告物の大きさや設置の方法を規制し、古都大津にふさわしい景観づくりを推進しています。

わかりやすく適切な情報が表示され、優れたデザインの屋外広告物は、高い宣伝効果を有するだけでなく、広告主や事業者のセンスの現れでもあります。良い表示等を行えば宣伝効果があり、販売の促進や集客の増加にもつながります。さらに、街なみの雰囲気大切にし、その特性をデザインに活かすことで、地域らしさが高まるなど、街全体の景観の質の向上、イメージアップにもつながります。

このリーフレットは、屋外広告物の表示等をしようとする方をはじめ、広く市民の皆様に、屋外広告物についてのルールを理解していただくため、その概要をまとめたものです。これらのルールを守っていただき、より良い屋外広告物づくりに、協力しあって取り組みましょう。



屋外広告物とは

1 屋外広告物とは

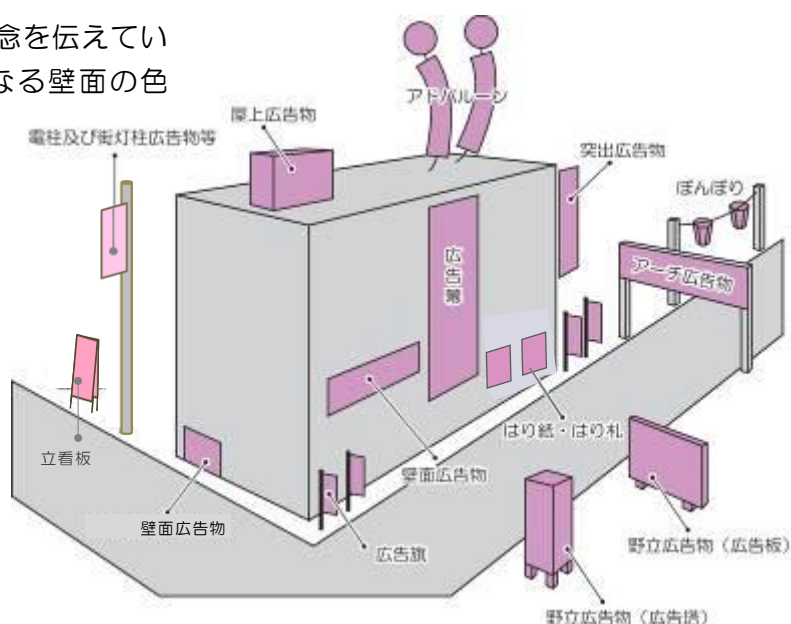
営利を目的とする商業的な広告だけでなく、非営利的なものであっても、次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何に関わらず、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示される（建築物などの外側にある）こと
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること



●規制の対象とならない広告物の例

- ・街頭などで散布するビラやチラシなど
- ・建築物の屋内からガラス越しに表示されているもの
- ・駅構内やバス内など特定の人々への表示や、建築物などにより閉鎖された中庭・空間に表示されるもの
- ・単なる照明やネオン、概念を伝えているとは認められない単なる壁面の色など



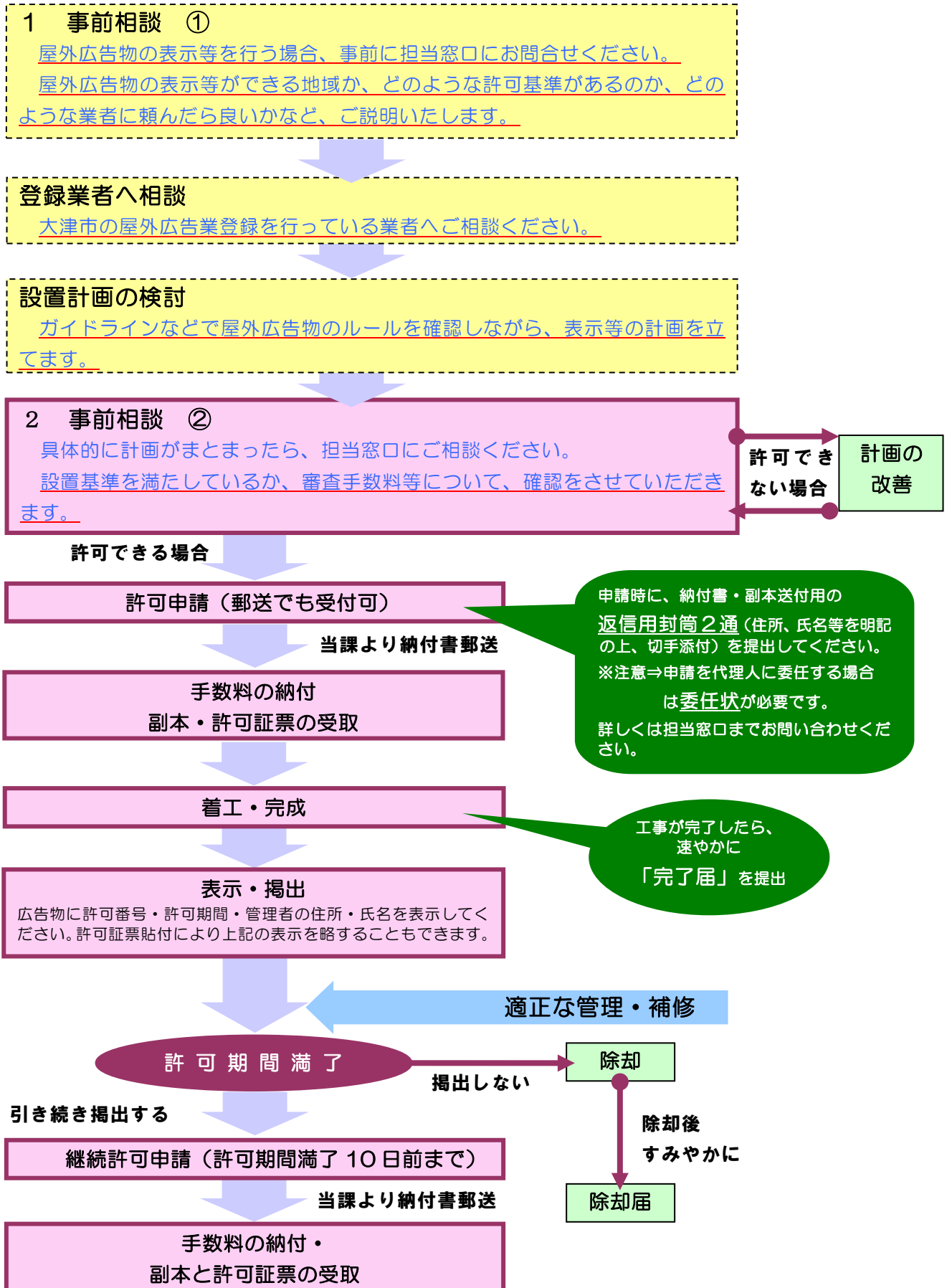
2 屋外広告物を表示、掲出する方へ

- 屋外広告物を設計するときは、派手な色や奇抜な形を控えて、周辺との調和をはかるようにし、高さや大きさは条例の基準を守りましょう。
- 屋外広告物の設置業務を発注する場合は、必ず市の登録業者から選定してください。
- 不要となった屋外広告は、速やかに除却してください。
- 条例に違反している屋外広告物には、是正命令や除去命令が出されます。また、立看板・はり紙等の簡易な屋外広告物については、条例に違反している場合、事前の通告なく除却します。



3 屋外広告物を設置する場合の申請手続きについて

屋外広告物の表示等を行う場合には許可が必要です。手続きは次の手順に従って行います。





屋外広告物規制の概要

1 禁止広告物（条例 第3条）

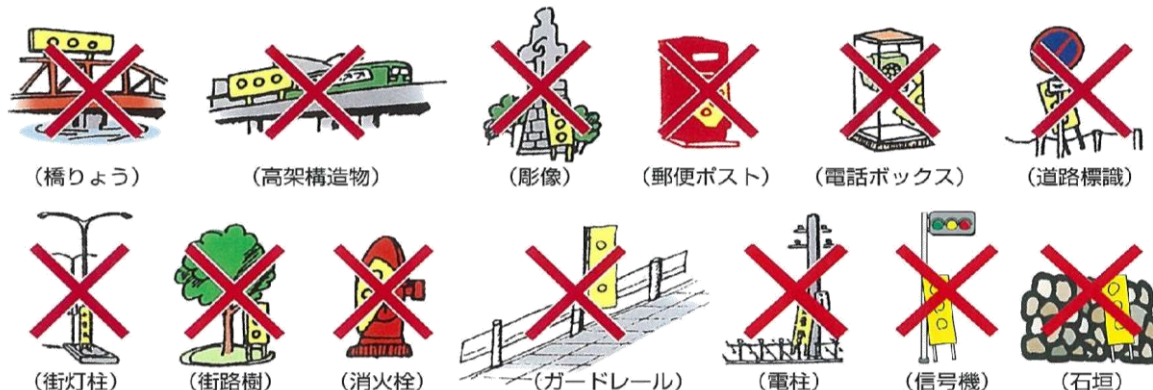
禁止広告物とは、どのような場所にも表示等を行ってはならない広告物をいいます。
広告物が次の項目に一つでも該当する場合は、表示等を行うことが禁止されています。

- ① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料などのはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機や道路標識などに類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

新規に屋外広告物の表示等を行った後も、適正に管理し、その美観を維持し、かつ、周囲への安全確保に努めてください。破損の著しい立看板やのぼり旗などについて、禁止広告物であることを理由に除却を行うこともあります。

2 禁止物件（条例 第4条）

禁止物件とは、原則として広告物の表示等を行ってはならない物件をいいます。
広告物を掲出する地域には関係なく、次の物件などには広告物を表示・掲出できません。



道路の路面には、屋外広告物を表示してはいけません。

電柱、街灯柱その他電柱の類には、**はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものは掲出できません。**

これらの物件に違法に表示、掲出した広告物については、事前の通告なく撤去します。

3 禁止地域（条例 第5条）

禁止地域とは、広告物の表示等が禁止される地域をいいます。

都市計画類型	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区、都市公園等
景観類型	景観計画に定める北部湖岸地域の集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア、河畔林景観エリアの区域、歴史的風土保存区域等
文化類型	国宝、重文に指定された建造物などの周囲から50m以内の区域等
道路・鉄道類型	中央自動車道西宮線（名神高速道路）、近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）等

○ただし、自己の事業所などに表示する一定規模以下の自家用広告物や、適用除外としている広告物は掲出できます。

○設置される前に、担当窓口において確認をしてください。

※屋外広告物の規制区域を大津市ホームページから閲覧することができます

大津市 HP⇒オンラインサービス⇒地図検索サービス My Town おおつ⇒屋外広告物・規制区域図

4 許可地域

禁止地域以外の地域で、広告物の表示等を行う際には、許可が必要です。

大津市では、地域の特性により 3 種類の許可地域を設けています。（許可基準が異なります）

第 1 種 地 域

第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種 地 域

大津駅前広場及び中央大通りの道路区域線（歩道端）から 15m 以内の地域

第 3 種 地 域

第 1 種及び第 2 種に掲げる地域以外の地域



5 規制が適用されない広告物（条例 第 8 条）

条例の規制が適用されず、禁止地域等においても表示、掲出できる広告物があります。

禁止物件、禁止地域、許可地域などにおいて許可なく表示等を行うことのできる広告物の例

- 道路標識など法令の規定により表示するもの
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
- 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示するもの

禁止地域や許可地域において許可なく表示等を行うことのできる広告物の例

- 自己の事業所などに表示する一定規模（禁止地域で 5㎡、許可地域で 10㎡）以下の自家用広告物※1
- 冠婚葬祭又は祭礼などのための一時的なもの
- 講演会、展覧会、音楽会などのため、その期間中に会場内で表示等を行うもの
- 建設工事について当該工事期間中に表示等を行うもので、宣伝の用に供されていないもの

○地方公共団体などが掲出する広告物についても規制の適用は除外されますが、あらかじめ市長に通知又は届出をする必要があります。

※1「自家用広告物」とは、

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件。（広告物が示す事業等にも供されている必要があります）

6 屋外広告物規制の概要

規制地域 広告の種類	禁止地域	許可地域
		
自家用広告物※1	同一敷地内の広告物の表示面積の総合計が 5㎡を超えた場合、総面積 15㎡までは、許可を受ければ掲出できます。 ※表示面積の合計が 5㎡以内の場合は、許可申請は不要です。	同一敷地内の広告物の表示面積の総合計が 10㎡を超えた場合はすべて許可が必要です。 ※表示面積の合計が 10㎡以内の場合は、許可申請は不要です。
自家用広告物以外	設置できません。 ※ただし、案内図板の類※2で許可を受けたものは掲出できます。	すべて許可が必要です。 ※ただし、次の地域では、野立広告物を掲出することはできません。（案内図板の類を除く） - 鉄道、軌道及び索道から、片側 100m 以内の地域 - 東海道新幹線から、片側 500m 以内の地域 - 指定道路から、片側 30m 以内の地域（一般国道全線、県道高島大津線、県道大津能登川長浜線） - 高速自動車国道から、片側 500m 以内の地域

※2「案内図板の類」とは、

広告物に矢印や案内地図、店舗までの距離等を示す内容が、広告物表示面積の 40% 以上を占めているもの。

7 屋外広告物の基準（規則第8条 別表第2）

7-1 一般基準

屋外広告物の許可に関する一般的な基準として次のとおり規定しています。

- ① 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠などを周囲の景観に調和させること。
- ② 原則として表示面（文字、記号又は図を表示する部分をいう。）の下地の色は、**黒※¹**及び**高彩度色※²**を使用しないこと。
- ③ 表示面の下地以外において**高彩度色※²**を使用する場合は、その表示部分を**最小※³**にとどめること。
- ④ 蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- ⑤ 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。
- ⑥ ネオンサイン又はこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

※¹「黒」とは：明度N2.0未満のもの

※²「高彩度色」とは：禁止地域・第一種許可地域 ⇒ 彩度10を超えるもの
第二種許可地域・第三種許可地域 ⇒ 彩度12を超えるもの

※³「最小」とは、表示面積の20%以下を指します

7-2 個別基準

屋外広告物の表示等を行おうとする地域や屋外広告物の種類ごとに、高さや表示面積、表示等の場所などについて規定しています。

第2種地域の共通事項（①、②、③、④に適用）

- ・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周囲の町並み景観と不調和でないこと
- ・掲出個数を屋上広告物は一建築物につき1個、壁面広告物は一事業所につき1壁面に1個以内、突出広告は一事業所につき1個、野立広告は一事業所につき1個とする、ただし複数の入口がある場合は一つの入口につき1個とする。

① 屋上広告物の許可基準

共通

- ・屋上などの水平投影面をはみ出さないこと
- ・広告物又は掲出物件を支持する支柱などが見えないう、外枠等で覆うこと

禁止地域

看板の高さ ≤ 設置箇所の高さ × 2 / 3 かつ
3 m以下

許可地域

＜自家用広告物＞

看板の高さ ≤ 設置箇所の高さ × 2 / 3 かつ

○第1種地域 10 m以下

○第2種、第3種地域 20 m以下

＜自家用広告物以外＞

看板の高さ ≤ 設置箇所の高さ × 1 / 2 かつ

○第1種地域 5 m以下

○第2種、第3種地域 10 m以下

※ 許可地域において、大津市景観計画に定める眺望景観保全地域の場合は、同計画で定める重要眺望点から見て、背後の山並みの稜線又は琵琶湖面を遮蔽しないこと

② 壁面広告物の許可基準

共通

- ・壁面内で表示等を行うこと

禁止地域

表示面積の合計 ≤ 壁面の面積 × 1 / 3

許可地域

＜自家用広告物・自家用以外の広告物共通＞

○第1種地域

表示面積の合計 ≤ 壁面の面積 × 1 / 3

○第2種、第3種地域

表示面積の合計 ≤ 壁面の面積 × 1 / 2

③ 突出広告物の許可基準

共通

- ・突出し幅は取付け壁面から1.5 m以下、かつ道路境界から1 m以下
- ・下端の高さは、歩道上では地上から2.7 m以上、車道上では地上から4.7 m以上
- ・上端は、取付け壁面の高さを超えないこと

④ 野立広告物の許可基準

禁止地域

- ・高さ ≤ 10m（自家用広告物の場合） ※それ以外は案内図板のみ可（⑤参照）

許可地域

<自家用広告物>

○第1種地域：高さ ≤ 10m

○第2種、第3種地域：高さ ≤ 20m

<自家用広告物以外>

自家用広告物と同様

※ただし、下記「A～C地域」及び「案内図板地域（⑤参照）」は除く

		広告物の高さ (地上からの高さ)	広告物の表示面積 (一方向から見た面積)	広告物の 相互間距離(※2)
A	●鉄道等（東海道新幹線を除く。）の境界線から、 100m以上、 500m以内の両側の地域	4.5m以下	30㎡以下	100m以上
	●一般国道全線、一部の県道（※1）の境界線から、 30m以上、 500m以内の両側の地域	10m以下	1面が幅2m以下 20㎡以下	
B	東海道新幹線の境界線から、 500m以上、 1,000m以内の両側の地域	10m以下	50㎡以下	300m以上
		20m以下	50㎡以下	
C	高速道路の境界線から、 500m以上、 1,000m以内の両側の地域	10m以下		300m以上
		20m以下		

※1）県道高島大津線、県道大津能登川長浜線

※2）既存の広告物から、A地域は半径100mの範囲、B・C地域は半径300mの範囲は設置不可（案内図板地域は除く）



⑤ 道標・案内図板の類

共通

- ・地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が広告表示面積の40%以上であること
- ・国道同士の交差点から30m区間は掲出不可

広告の種類		野立広告物		野立広告物以外
		広告物の高さ	広告物の表示面積 (一方向から見た面積)	広告物の表示面積 (一方向から見た面積)
規制地域	禁止地域	北部湖岸地域	4.5m以下(地上からの高さ)	3㎡以下
	禁止地域	北部湖岸地域以外	4.5m以下(脚の部分を除く)	5㎡以下
	許可地域		4.5m以下(脚の部分を除く)	—

・指定道路から30m以内
・鉄道から100m以内
・新幹線から500m以内
・高速道路から500m以内

地図や矢印・距離など案内
内容に必要な表示内容
が40%以上
(この部分で住所・電話
番号等の掲載は不可)



※北部湖岸地域は、同一表示者の広告物間の距離を500m以上確保すること。

それ以外の地域は、同一表示者の広告物間の距離を5m以上確保すること。（半径100mの範囲に2個以下であること）

⑥ 電柱の類を利用する広告物

A 巻付け広告物

- ・下端の高さは地上から1.2m以上 ・長さは1.8m以下

B 袖付け広告物

- ・下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7m以上 車道上にあっては地上から4.7m以上
- ・長さは1.5m以下 ・突出し幅は0.9m以下 ・面積は1.2㎡以下
- ・原則として歩道又は民地側へ向けて設置すること。

8 景観保全型広告整備地区について（条例 第7条）

大津市では、特に景観を保全することが必要な区域を景観保全型広告整備地区として指定しております。当該区域で広告物を掲出する際には、通常の許可申請手続きのほかに、届出の手続きが必要となるため、該当がある場合は担当窓口までお問い合わせください。

※その他屋外広告物に関する基準の詳細については、担当窓口へお問い合わせください。



違反広告物に対して

無許可で広告物を表示した者、禁止された地域や物件に広告物を表示した者、許可期間満了後も広告物を除却しなかった者などには30万円以下の罰金が、違反広告物に対する市長の措置命令などに違反した者には50万円以下の罰金が科されることがあります。また、当該措置命令などに従っていただけない場合には、氏名などを公表することもあります。

条例に違反して表示されているはり紙、はり札、広告旗及び立看板などの広告物については、事前の通告なく除却します。除却した広告物は、一定の期間保管しますが、保管に係る費用をいただく場合もあります。



屋外広告業の登録

大津市内で屋外広告業を営もうとする場合は、市内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要です。（登録を受けないで屋外広告業を営んだ者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。）

屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、登録試験機関の試験合格者や屋外広告物講習会修了者等の要件を満たした業務主任者を設置しなくてはなりません。

令和7年11月

大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2956

FAX 077-527-1028

<http://www.city.otsu.lg.jp/machi/keikan/okugai/index.html>